

## 子ども・子育て新システムの検討体制について（案）

子ども・子育て新システムについては、「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」に基づき、平成23年通常国会への法案提出に向け、子ども・子育て新システム検討会議の作業グループの下で、「子ども・子育て新システムに係る協議会（仮称）」を開催するとともに、特に専門的に検討する必要がある事項が生じた場合には、作業グループに諮った上で決定するものとする。

## 1 「子ども・子育て新システムに係る協議会（仮称）」の設置（9月～）【別紙1】

### （1）目的

子ども・子育て新システムに関する意見交換等の場として、関係者が参加する「子ども・子育て新システム協議会（仮称）」を開催する。

### （2）会議の位置づけ

協議会は、法案が成立後に設置される「子ども・子育て会議（仮称）」への移行も視野に入れて開催するものとする。そのため、協議会の構成メンバーについては、「子ども・子育て会議（仮称）」における構成を視野に決定するものとする。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ（政務官級会合）の下に、協議会を設置する。

#### 【想定される協議事項】

- ・ 「子ども・子育て会議（仮称）」の運営の在り方（PDCAへの関与等）
- ・ 制度の基本骨格
- ・ 幼保一体化
- ・ その他の給付設計
- ・ 費用負担 等

### （3）事務局

協議会の庶務は、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、内閣府において処理する。

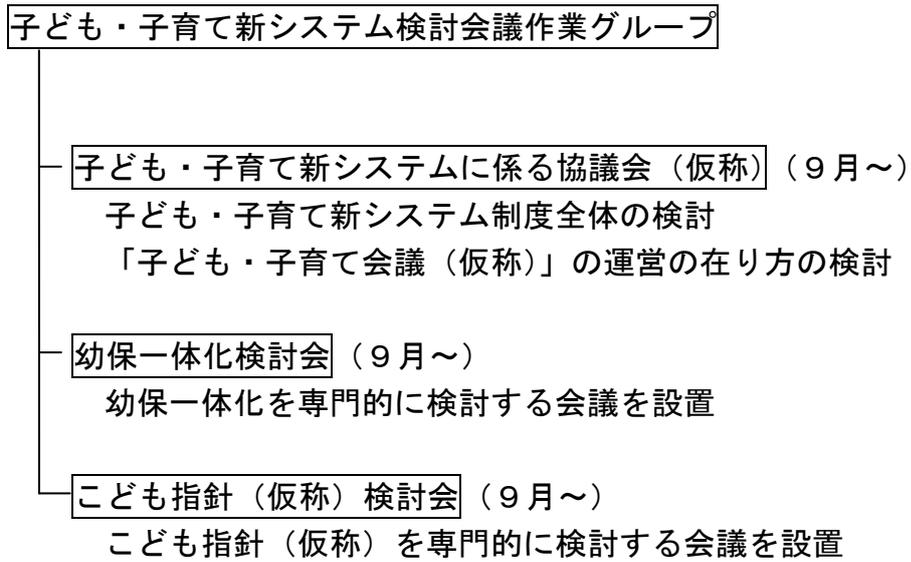
## 2 「幼保一体化検討会」の設置・開催（9月～）【別紙2】

- こども園（仮称）の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討するため、検討会を設置する。
- 本検討会は、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に置く。

## 3 「こども指針（仮称）検討会」の設置・開催（9月～）【別紙3】

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針（仮称）」について、先行して速やかに検討会を設置し、議論を開始する。
- 本検討会は、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に置く。

<参考>協議会・検討会の構成イメージ



子ども・子育て新システムに係る協議会  
開催要項(案)

平成 22 年 8 月 〇 日  
子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定

1. 趣旨

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)においては、「子ども・子育て支援のサービス・給付を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討する。」とされている。

そのため、子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、上記の関係者と意見交換等を行う場として、子ども・子育て新システムに係る協議会(以下、「協議会」という。)を開催する。

協議会は、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に、設けるものとする。

なお、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に設ける「幼保一体化検討会」及び「こども指針(仮称)検討会」における検討状況については、必要に応じて、協議会に報告するものとする。

2. 構成

- (1) 協議会は別添に掲げる者をもって構成する。
- (2) 座長は、協議会の議事を整理する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 子ども・子育て新システム検討会議作業グループの構成員は、協議会に出席することができる。

3. 庶務

協議会の庶務は、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、内閣府において処理する。

4. その他

この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が協議の上、定める。

(別添)

「子ども・子育て新システムに係る協議会」の構成員（案）

【座長】

泉 健太 内閣府大臣政務官

【有識者】（6名）

【労使代表】（4名）

- 連合（2名）
- 経団連
- 日商

【地方3団体】（3名）

- 全国知事会
- 全国市長会
- 全国町村会

【関係団体】（4名）

- 保育関係（2名）
- 幼稚園関係（2名）

【当事者】（3名）

幼保一体化検討会  
開催要項(案)

平成 22 年 8 月 〇 日  
子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定

1. 趣旨

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)においては、「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化することとし、「こども指針に基づき提供される幼児教育・保育について、資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化を推進する」とされている。そのため、こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを検討するため、「幼保一体化検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。検討会は、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に設けるものとする。

なお、こども指針(仮称)については、別に設ける「こども指針(仮称)検討会」において、検討する。

また、「幼保一体化検討会」及び「こども指針(仮称)検討会」における検討状況については、必要に応じて、子ども・子育て新システムに係る協議会に報告するものとする。

2. 構成

- (1) 検討会は別添に掲げる者をもって構成する。
- (2) 座長は、検討会の議事を整理する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 子ども・子育て新システム検討会議作業グループの構成員は、検討会に出席することができる。

3. 庶務

幼保一体化検討会の庶務は、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、内閣府において処理する。

4. その他

この要項に定めるもののほか、幼保一体化検討会の運営に関し必要な事項は、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が協議の上、定める。

「幼保一体化検討会」の構成員（案）

【有識者】（6名）

【労使代表】（2名）

- 連合
- 経団連

【地方3団体】（3名）

- 全国知事会
- 全国市長会
- 全国町村会

【関係団体】（5名）

- 保育関係（2名）
- 幼稚園関係（2名）
- 認定こども園関係（1名）

【当事者】（2名）

こども指針(仮称)検討会  
開催要項(案)

平成 22 年 8 月 〇 日  
子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定

1. 趣旨

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)においては、「すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するとともに、家庭における子育て・教育にも資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針(こども指針(仮称))を創設する。」とされており、その策定に資するため、こども指針(仮称)検討会(以下「検討会」という。)を開催する。検討会は、子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に設けるものとする。

なお、「幼保一体化検討会」及び「こども指針(仮称)検討会」における検討状況については、必要に応じて、子ども・子育て新システムに係る協議会に報告するものとする。

2. 構成

- (1) 検討会は別添に掲げる者をもって構成する。
- (2) 座長は、検討会の議事を整理する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 子ども・子育て新システム検討会議作業グループの構成員は、検討会に出席することができる。

3. 庶務

こども指針(仮称)検討会の庶務は、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、内閣府において処理する。

4. その他

この要項に定めるもののほか、こども指針(仮称)検討会の運営に関し必要な事項は、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が協議の上、定める。

(別添)

「こども指針（仮称）検討会」の構成員（案）

**【有識者】（5名）**

**【団体関係】**

（幼稚園関係）（3名）

（保育所関係）（3名）

（認定こども園関係）（2名）

**【当事者】（3名）**